入 札 説 明 書

1　一般競争入札に付する事項

（1）調達する業務（以下「調達業務」という）の名称および数量

GRAS-Di 技術によるジェノタイピング解析業務

（2）調達物品の仕様等

別紙仕様書のとおり

（3）契約期限

契約日から令和９年１月２９日（金）

（4）履行場所

福井県小浜市堅海４９－８－２福井県立大学かつみキャンパス

2　入札の方法

一般競争入札による。

3　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（以下、「事務細則」という。）第４条に基づき定める競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（2）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（3）この入札に関する業務を履行する能力を有すると認められる者であること。

（4）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4　資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式１）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

（1）申請書の提出期限

令和８年１１月１８日（水）午前１２時まで

（2）申請書の提出方法

持参もしくは郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする）。

（3）提出先

〒９１７－０００３

福井県小浜市学園町１－１

公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス企画サービス室

電　話　０７７０－５２－６３００

ＦＡＸ　０７７０－５２－６００３

E-mail　ob-jimu@g.fpu.ac.jp

5　資格確認審査の結果の通知および審査の結果に対する質問書の提出方法等

資格確認審査の結果は、書面により通知する。

審査の結果、入札に参加が認められなかった者は、審査の結果に対する質問書（様式は任意とする）を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

（1）提出期限

令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

（2）提出方法

持参もしくは郵送すること（郵送の場合は、提出期限必着とする）。

（3）提出先

４（３）に同じ。

（4）回答

質問に対する回答は、質問者に対して書面により速やかに行うものとする。

6　入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

（1）入札書（様式2）の提出方法

当日持参もしくは郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする）。

（2）入札書を事前郵送する場合は次のとおりとする。

ア　提出期限

競争入札参加資格の確認を得た日から令和８年１１月２５日（水）午後４時まで（必着とする。）。

イ　提出先

４（３）と同様とする。

ウ　提出方法

提出する際には、その旨事前に上記４（３）で定める提出先まで連絡することとし、郵送方法は配達証明書付郵便書留によること。

エ　提出方法

入札書は、封筒（以下、「入札封筒」という。）に入れて密封し、入札封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称または商号）および「１１月２６日開札〔GRAS-Di 技術によるジェノタイピング解析業務〕の入札書在中」と朱書すること。

入札封筒は、封筒（以下、「郵送封筒」という。）に入れて郵送すること。

代理人が入札を行う場合、入札封筒と委任状（様式4）を郵送封筒に入れて郵送すること。

（3）入札および開札の場所ならびに日時

ア　場所

福井県小浜市学園町１－１

公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス交流センター１０２セミナー室

イ　日時

令和８年１１月２６日（木）午前１０時

7　入札説明書等に関する質問書の提出期限および提出方法等

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式３）を次のとおり提出すること。

（1）提出期限

令和８年１１月１７日（火）午後５時まで

（2）提出方法

持参、メールもしくはＦＡＸによる電送または郵送すること（提出期限必着とする）。

（3）提出先

４（３）に同じ。

（4）回答

質問に対する回答は、質問者に対して書面により速やかに行うものとする。ただし、質問および回答の内容により入札参加資格確認申請書を提出した全ての者に公開する場合がある。

（5）入札説明書等に係らない事項についての質問

入札説明書等に係らない事項についての質問は、令和８年１１月２５日（水）午前１２時までとし、電話によるものも認める。

８　入札保証金に関する事項

（１）入札保証金の免除

入札参加者が、次の場合に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア　入札参加者が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ　事務細則に基づき一般競争入札参加の資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

（２）入札保証金の納付

前号の規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額（入札書記載価格に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額）に対する１００分の５以上の入札保証金を、令和８年１１月２６日（木）午前９時から９時３０分までに、本学小浜キャンパス企画サービス室に納入しなければならない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

（３）入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア　国債、地方債

イ　鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債券

ウ　銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受入れを行なう組合が振出しまたは支払保証をした小切手

エ　日本銀行担保、適格社債（公募社債）　（例　鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（当該入札日前１週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の８割に相当する金額とする。

９　入札方法に関する事項

（１）入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに契約条項のほか、事務細則、同要領、その他の規程等を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。

（２）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（様式４）を提出しなければならない。また、この場合、必ず入札書に代理人名を記載し押印すること。

（４）入札参加者または入札代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

（５）入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引き換え、または入札の取り消しをすることはできない。

（６）開札は、入札参加者または入札代理人を立ち会わせて行う。入札参加者または入札代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（７）入札回数は初回を合わせて２回を限度とする。

１０　入札の無効

事務細則第２１条に定めるほか、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、資格審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

１１　落札者の決定に関する事項

（1）この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）前号の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

（3）前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

１２　契約書作成の要否および契約条項

（1）契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

（2）契約条項は、別紙契約書（案）のとおりとする。

１３　契約保証金に関する事項

（1）契約保証金の免除

落札者が、次の場合に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

ア　落札者が、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ　過去２年間に国、地方公共団体、県の公社等と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（2）前号の規定による契約保証金の納付免除に該当しない落札者は、落札額（入札書記載価格に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額）に対する１００分の１０以上の契約保証金を、令和８年１２月７日（月）午前１２時までに、本学小浜キャンパス企画サービス室に納入しなければならない。

（3）契約保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア　国債、地方債

イ　鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債券

ウ　銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受入れを行なう組合が振出しまたは支払保証をした小切手

エ　日本銀行担保、適格社債（公募社債）　（例　鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（当該入札日前１週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の８割に相当する金額とする。

１４　その他

（1）この入札において、最低制限価格は設定しない。

（2）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア　受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。